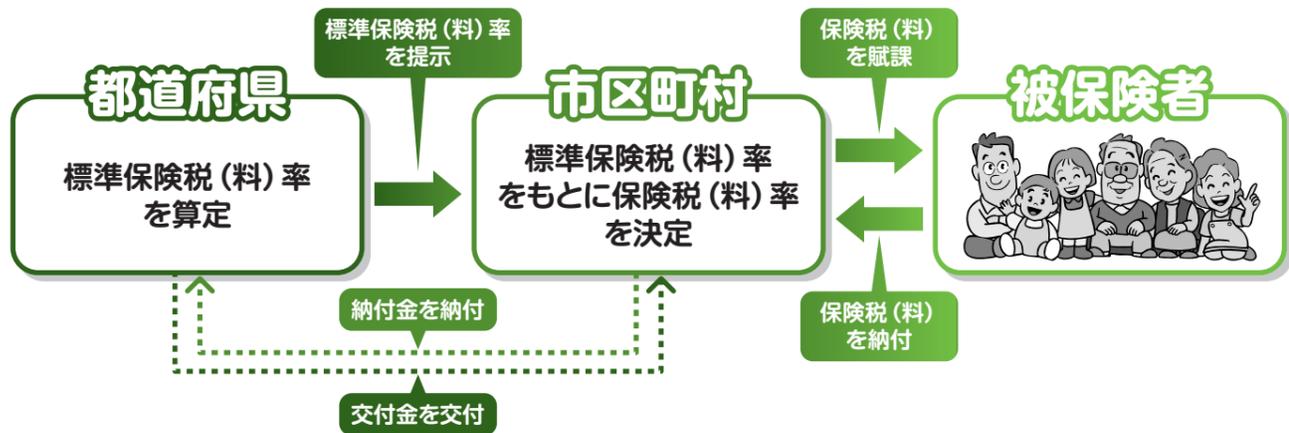


国民健康保険税のお知らせ

平成30年度から県と市町村が共同で国民健康保険(国保)を運営することになり、国保の財政運営のしくみが大きく変わりました。これまでは、市町村が単独で運営していましたが、県が財政運営の責任主体となり、県単位で運営することになりました。

この改正により、市町村が医療費の支払いのために必要な費用を県が「交付金」として支払う一方で、市町村は運営に必要な費用を県に「納付金」として納めることになりました。

また、県は市町村の所得水準や医療費水準などを考慮して、市町村ごとの標準保険税(料)率を算定・公表し、市町村は、この標準保険税(料)率を参考に市町村ごとに保険税(料)率を決定します。



平成30年度国民健康保険税率

町では、この改正に伴い保険税の見直しを行い、平成30年度の国民健康保険税率を決定しました。

			平成29年度	平成30年度
医療給付費分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	6.0%	6.0%
	資産割額	固定資産税額に乘ずる率	35.0%	20.0%
	均等割額	1人につき	24,000円	25,400円
	平等割額	1世帯につき	34,000円	29,600円
	課税限度額		540,000円	580,000円
後期高齢者支援金等分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	2.27%	2.27%
	均等割額	1人につき	12,400円	11,400円
	平等割額	1世帯につき	-	2,400円
	課税限度額		190,000円	190,000円
介護納付金分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	2.43%	2.33%
	均等割額	1人につき	17,400円	15,400円
	平等割額	1世帯につき	-	1,900円
	課税限度額		160,000円	160,000円

税率改正のポイント

- 医療給付費分の資産割は国保特有の制度であり、また被保険者間の不平等感といった問題があるため段階的に削減し、これまでの4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)から3方式(所得割・均等割・平等割)に変更していきます。
- 後期高齢者支援金等分、介護納付金分の算定方式は、岐阜県が算定・公表する統一基準の市町村標準保険税(料)率の算定方法にあわせ、これまでの2方式(所得割・均等割)から3方式に変更しました。
- 保険税が大幅に変動しないよう、段階的に税率改正を行うとともに、国民健康保険基金などの財源を活用して被保険者の方への影響を少なくしていきます。
- 法令の改正による課税限度額の見直しを行いました。

国保税の軽減について

世帯主(国保未加入の世帯主を含む)と被保険者、特定同一世帯所属者(注1)の前年中の総所得金額等の合計額が次の軽減基準額に該当する世帯は、均等割額と平等割額が減額(7割、5割、2割)されます。

ただし、低所得世帯でも所得申告がされていない場合は、軽減の対象となりません。法令の改正により減額の対象となる所得の基準額の引上げを行いました。

軽減割合	軽減基準額
7割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯
5割軽減	「33万円(基礎控除額)+27.5万円(注2)×(世帯の被保険者数+特定同一世帯所属者数)」以下の世帯
2割軽減	「33万円(基礎控除額)+50万円(注3)×(世帯の被保険者数+特定同一世帯所属者数)」以下の世帯

〈注1〉特定同一世帯所属者とは後期高齢者医療制度への移行により、国保から脱退した方のうち、同じ世帯に国保被保険者がいる方です。ただし、継続して移行時と同じ世帯構成であることが条件です。

〈注2〉27万円から27.5万円に引き上げ

〈注3〉49万円から50万円に引き上げ

70歳以上の皆さんへ 平成30年8月から、高額療養費の上限額が変わります

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持し、高齢者と若者の間での世代間の公平を図るため、平成30年8月から、70歳以上の皆さんの高額療養費の上限が変更されます。また、現役並み所得者は、下表のとおり課税所得に応じて3区分に細分化され、それぞれの区分ごとに上限額が設定されます。

現役並み所得者I、IIの方は、限度額適用認定証の交付を受けることで、医療機関での支払い額を限度額までとすることができますので、1か月あたりの医療費が高額になる場合は限度額適用認定証の申請をしてください。

※住民税非課税世帯の方の上限額は変更ありません。

平成30年7月まで			
適用区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者	課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円 ※2>
	課税所得 145万円未満の方(※1)	14,000円 年間上限 144,000円	57,600円 <44,400円 ※2>
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

平成30年8月から			
適用区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者	III 課税所得690万円以上	18,000円 年間上限 144,000円	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <140,100円 ※3>
	II 課税所得380万円以上		167,400円+(医療費-558,000円)×1% <93,000円 ※3>
	I 課税所得145万円以上		80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円 ※3>
一般	課税所得 145万円未満の方(※1)	18,000円 年間上限 144,000円	57,600円 <44,400円 ※2>
	II 住民税非課税世帯		24,600円
住民税非課税	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円未満の場合も含みます。

※2 過去12か月以内に3回以上、[外来+入院]の限度額を超えた場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※3 過去12か月以内に3回以上、限度額を超えた場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

【問合せ先】住民課 ☎388-1115